

長洲町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年11月改定
長洲町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「長洲町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、「長洲町通学路安全推進会議」を設置しました。

【構成機関】

- ・ 荒尾警察署
- ・ 長洲町総務課（防災交通安全係）
- ・ 長洲町建設課
- ・ 長洲町立小・中学校代表
- ・ 長洲町PTA代表
- ・ 長洲町教育委員会
- ・ 玉名地域振興局 維持管理調整課

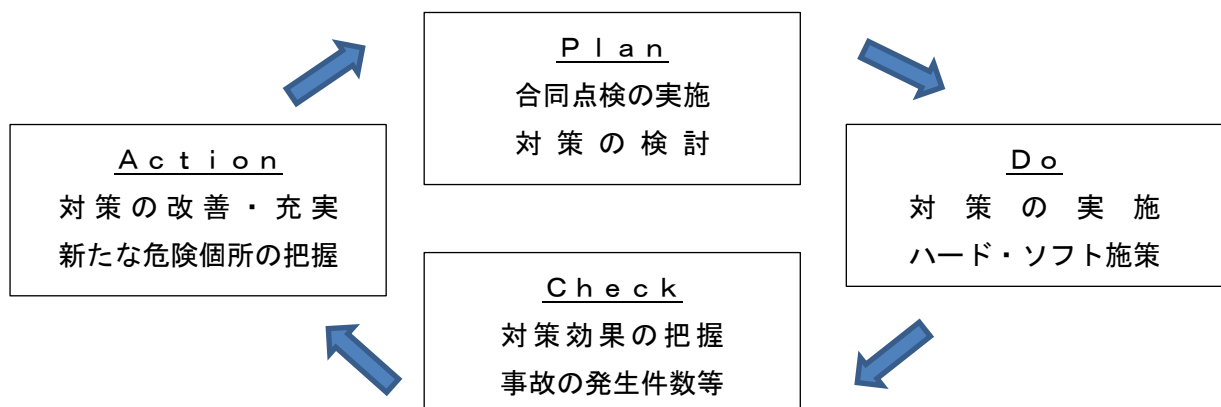
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・ 町内の小学校を六栄・腹赤区と清里・長洲区に分け、小学校2区及び中学校区をそれぞれ1年に1回、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・ 各校ごとに、学校、PTA、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (PLAN)

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに、注意喚起看板設置や路面標示新設のようなハード対策や通学路変更や見守り支援のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (DO)

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (CHECK)

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、アンケート、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (ACTION)

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

- ・ 各校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します

沿革 平成28年 3月 作成
令和 3年 2月 改定
令和 4年11月 改定